

みやぎの農業多様な人材活躍推進事業_Q & A

令和3年7月1日現在

今回
新規

番号	事業タイプ (実施要領 別記番号)	質問	回答	備考
Q1-1	別記1	・対象者に、人・農地プランの中心経営体と中間管理事業の借受者を除いたのは、なぜか。	・本事業は、国の地方創生推進交付金を財源に含んでいます。地方創生推進交付金の活用においては、既存事業との重複を避けることが求められているため、国庫事業「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的タイプ、地域タイプ）」と対象範囲が重複しないよう、要件を定めていますので、ご理解願います。	・令和2年度まで実施していた「みやぎの農業・農村地域活力支援事業」とは、事業対象範囲が異なります。該当する農業者等への情報提供等を行い有効に活用されるようご支援願います。
Q1-2	別記1	・中小規模の家族経営体を事業対象に含んでいる。その意図は如何。また国の農業施策に逆行していないか。	・国の「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月改定）」に、これまでの計画になかった「中小・家族経営など多様な人材への支援」が記載されました。大規模経営にのみならず、地域農業の維持・発展には必要な存在と考え、今回事業対象に含めたところ です。	
Q1-3	別記1	・就農3年以内の認定新規就農者が、速やかに人・農地プランの中心経営体に位置づけられるケースが少なくないと考えるが、このようなケースでも、対象とならないか。	・Q1-1の回答理由から、対象外です。	・本タイプで対象とする「新農業人」には、親元就農者を含んでいます。親元就農者は、既存の農業次世代人材投資事業（150万円等交付/年・個人）の対象外であり、支援を求める現場の声等も踏まえ事業設計しています。 ・人・農地プランがない地域で営農する新規参入者等に対しても同様です。
Q1-4	別記1	・知事が必要と認める場合とは、どのような場合か。	・例えば、災害等により余儀なく営農を中断した期間があり、新農業人の要件を満たさなくなった場合などが想定されます。個別にご相談ください。	
○ Q1-5	別記1	・電気配線工事等、施設改修に係る費用は補助対象となるのか。	・純粋な農業用途の施設・機械整備に係る経費は、原則として対象となります。なお、住居兼作業場の電気配線工事のように、経費計上において家事按分が発生する場合は、補助対象となりませんのでご留意願います。	
○ Q1-6	別記1	・取組主体の住所は〇〇市だが、事業実施場所は△△市である。この場合、△△市が事業実施主体となり事業申請をしてよいか。	・△△市が当該地域において担い手と見込む取組主体であれば、△△市が事業実施主体となり申請をして構いません。	

みやぎの農業多様な人材活躍推進事業_Q & A

令和3年7月1日現在

今回
新規

番号	事業タイプ (実施要領 別記番号)	質問	回答	備考
Q 2 - 1	別記 2	・対象者は「新農業人とする。」とあるが、人・農地プランの中心経営体であってもよいか。	・本タイプは、新農業人の要件（交付要綱第2条）を満たせば対象です。中心経営体であっても対象者です。	・本タイプは、定額補助かつ農業者からの直接申請となるので、ある程度対象者を絞り、新農業人のみを対象としています。家族経営体を含めると、対象範囲が予算に対して多すぎると判断しています。
Q 2 - 2	別記 2	・対象者は「新農業人とする。」とあるが、認定新規就農者であってもよいか。	・本タイプは、新農業人の要件（交付要綱第3条）を満たせば対象です。認定新規就農者となっても対象者です。	・用途：新しい栽培に必要な経費（苗，肥料，資材等）や販路拡大に係る経費（資料作成，イベント参加等）など幅広く活用できるメニューですので有効にご活用ください。
○ Q 5 - 1	別記 1，別記 4 など	・別記 1 と別記 4 などの 2 つの事業タイプを同時に申し込むことは可能か。	・事業対象をきちんと分け，要件をそれぞれ満たしていれば 2 つ以上の事業タイプの申請は可能です。但し，申請書の作成においては，タイプ毎に活動の目的・根拠等を明確に記載してください。	・ 1 つの機械を，本事業の 2 つ以上の事業タイプで通算して購入するといったようなことはできません。1 事業対象につき 1 事業タイプをご活用ください。
○ Q 5 - 2	全体	・交付決定後の事業着手日はいつとすべきか。機械施設等の導入・改修等において，入札の場合は公告日でよいか。また，相見積もり等を行った上での契約の場合はいつ着手日とすればよいか。	・入札の場合は，公告日を事業・着手日としてください。契約の場合は，「事業における最初の工事・購入・作業委託等の契約日」を着手日としてください。	

- (Q 1) 別記 1 : 新農業人，中小規模・家族経営体等活躍支援事業（ハード支援）
- (Q 2) 別記 2 : 新農業人，中小規模・家族経営体等活躍支援事業（ソフト支援）
- (Q 3) 別記 3 : 多様な人材確保支援事業（労働環境整備支援，スキルアップ支援，借上住宅家賃支援）
- (Q 4) 別記 4 : 雇用創出環境整備支援事業
- (Q 5) 全体，その他